

認可外保育施設利用者に対する保育料補助について

世田谷区では、認可外保育施設利用者に対して保育料の補助を行っています。施設種別や世帯状況によって、補助制度が異なります。

1 幼児教育・保育無償化(住民税非課税世帯かつ保育の必要性認定を受けている方)

【要件】

(1) 対象児童

住民税非課税世帯かつ保育の必要性の認定を受けている児童（課税世帯の場合は対象になりません。）

(2) 対象施設・事業

幼児教育・無償化の対象施設となっている認可外保育施設

（認証保育所、保育室、ベビーホテル等（ ）、居宅訪問型事業（ ）、病児保育、一時預かり事業（ほっとステイ事業含む）、ファミリー・サポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

保育ママ、企業主導型保育事業は対象となりません。

令和4年4月より、認可外保育施設（ベビーホテル等）、居宅訪問型保育事業については、認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書が発行されている施設のみが対象となる予定です。

【金額】

月額上限**42,000円**（食材費等、実費徴収分除く）

認証保育所及び指導監督基準を満たす認可外保育施設（保育室を除く）の場合、**25,000円**上乗せ補助金があります。（月額上限**67,000円**）

保育室の場合、**3,000円**の上乗せ補助金があります。（月額上限**45,000円**）

2 保育料負担軽減補助（住民税課税世帯）

認証保育所

【補助要件】 次の～のすべてに該当する方です。

各月の初日に区内在住の方

当該年度に、東京都が認証する認証保育所と**月120時間以上**の月極利用契約を結び、お子さんを預けていること。（区外施設も対象）

区の定めた保育料等算定区市町村民税所得割課税額を超えないこと。

月極契約保育料を納入していること。

【補助金額】

負担軽減補助金（別表1）と多子世帯支援（別表2）の金額を合算した金額を支給します。

（別表1）負担軽減補助金

保育料等算定区市町村民税所得割課税額 （お子さんと生計を同一にしている家族全員分）	階層	補助金額（月額）	
		0歳～2歳児クラス	
		認定あり	認定なし
保育料等算定区市町村民税所得割課税額 円（均等割のみ課税世帯）から202,000円未満の世帯	A 1	40,000円	25,000円
202,000円以上250,000円未満の世帯	A 2	35,000円	15,000円
250,000円以上295,000円未満の世帯	B 1	25,000円	10,000円
295,000円以上340,000円未満の世帯	C	20,000円	0円
340,000円以上445,000円未満の世帯	D	10,000円	
445,000円以上570,000円未満の世帯	E	5,000円	
570,000円以上の世帯	F	0円	

利用世帯ごとに4月分～8月分は前年度分、9月分～3月分は現年度分の保育料等算定区市町村民税所得割課税額の階層により決定します。

認定とは保育の必要性の認定のことです。詳細は区HP（ページ番号「181718」）を参照ください。

(別表2) 多子世帯支援

子順	補助金額(月額)
第2子	14,000円
第3子以降	27,000円

保育室・保育ママ

【補助要件】 次の～のすべてに該当する方です。

区内在住の方

当該年度に、区内の「保育室」、「保育ママ」に、お子さんを預けていること。

区の定めた保育料等算定区市町村民税所得割課税額を超えていないこと。

保育料を納入していること。

【補助金額】

各施設の**基本保育料**(保育室:45,000円、保育ママ:25,000円)と**認可保育園等の保育料との差額**を補助します。(利用世帯ごとに4月分～8月分は前年度分、9月～3月分は現年度分の保育料等算定区市町村民税所得割額の階層により決定します。)

認可保育園等の保育料が各施設の基本保育料を超える場合は、補助されません。

無認可保育施設

【補助要件】

(1) 補助世帯

(利用者支援)の補助を受けられる方 以下の～の全てを満たす世帯

各月の初日に区内在住であり、0歳児～2歳児クラスであること。

区の認可保育園等の入園申込みを行い、**入園待機(入園待機となった月から)**となっていること。

補助対象施設に在籍し、月160時間以上の月極め契約を結んでいること。

無認可保育施設の保育料を滞納していないこと。

(多子世帯支援)の補助を受けられる方 以下の～の全てを満たす世帯(企業主導型保育事業は 必要)

各月の初日に区内在住であり、**第2子、第3子以降**のお子様。

保育の必要性の判定を判定する、教育・保育給付認定(2号・3号)を受けていること。

無認可保育料を滞納していないこと。

(2) 補助対象施設(都外施設も対象)

各都道府県等に、認可外保育施設として設置を届出している施設のうち、**認可外保育施設指導監督基準を満たし、**

その旨の証明書が発行されている施設

利用者支援の対象施設は「ベビーホテル」または「その他」として設置を届出している施設に限る

居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)、病児・病後児施設、認証保育所、区内保育室、

保育ママは除く

【補助金額】

利用者支援 表面の認証保育所の「(別表1)負担軽減補助金(認定あり)」と同じ

多子世帯支援 下表のとおり

施設種別	保育の 必要性認定	子順	利用者支援 (月単価)	多子世帯支援 (月単価)
ベビーホテル・その他(企業主導型保育事業を除く)	必要	第1子	別表1 のとおり	0
		第2子		14,000
		第3子以降		27,000
事業所内保育施設・院内保育施設(企業主導型保育事業を除く)	必要	第1子	対象外	0
		第2子		13,000
		第3子以降		25,000
企業主導型 保育事業	/	第1子	対象外	0
		第2子		13,000
		第3子以降		25,000

補助金の申請手続等詳細に関しては、世田谷区ホームページにてお知らせしています。(以下参照)

世帯の補助金額は通知にてお知らせいたします。お電話等ではお答えできません。

【区HP】子ども・教育・若者支援 > 保育 > 保育施設・事業 > 認可外保育施設の保育料補助について

問い合わせ先 保育認定・調整課 認可外保育施設担当 TEL: 03-5432-2313 FAX: 03-5432-3018